

## 役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントリポート

### 今回のテーマ： 退職給付に関する会計基準の適用にあたって

3月決算会社では、平成26年3月期末から、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」の適用開始となります。この基準に基づき、連結貸借対照表には退職給付債務と年金資産との差額がそのまま負債として計上されることになります。（関連する会計処理は太陽ASGマネジメントリポート平成24年9月号において解説しています。）

#### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務は、退職以後に従業員に支給される給付のうち、期末までに発生していると認められる金額の現在価値として算定されます。「期末までの発生額」を算定するにあたり、新基準では2つの方法が認められています。

- ・ 期間定額基準：最終的な給付見込額を各期に均等に帰属させるもの  
例) 20年後に2000の退職金支給が見込まれる場合、每期100発生
- ・ 給付算定式基準：退職給付制度の給付の算定式に従って各期に帰属させるもの  
例) 20年後に2000の退職金支給が見込まれる場合、  
10年勤務で800、20年勤務すると2000の支給となる給付制度だと、  
10年目まで每期80、11年目から每期120発生

一方、IFRSでは給付算定式基準のみが認められています。このため、新基準で期間定額基準を採用する場合には、IFRSを適用する時に会計方針の変更が必要になります。また、IFRSが連結財務諸表に限って適用されると、連結財務諸表作成のために別途給付算定基準で計算を行う必要が生ずるかもしれません。

これらの要因もあり、現状では多くの企業が給付算定式基準の採用を検討しているものと想定されます。

また、計算方法を変更する場合、その翌期の退職給付費用にも影響を与えますので、来期以降の業績予想にも影響が生じることとなります。

#### 割引率の決定

退職給付債務は、現在価値として算定されます。現在価値を算定するための割引率の決定にも判断を要します。

新基準では、各人の退職給付の支払見込日までの期間に応じた割引率を使用することとされているため、支払日が複数予測される場合には、複数の割引率を使用することもあります。一方で、これら複数の割引率を加重平均する等により1つの割引率を求め、この割引率のみを使用する計算方法も認められています。

複数の割引率を計算に使用する場合、割引率が変化すると退職給付債務にどの程度の影響があるか、また逆に、退職給付債務の変動が一定範囲内であるために許容できる割引率の振れ幅はどれだけであるか、感応度の把握が複雑になります。

現状では、システム対応によってこの点をクリアできる会社を中心に、複数割引率を使用する方法の採用を決定している会社も見受けられるようになってきました。